

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

専 決 処 分 書

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月16日

さいたま市長 清水 勇 人

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379,488千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,909,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		15,689,513	379,488	16,069,001
	3 委託金	1,925,366	379,488	2,304,854
歳 入 合 計		434,530,474	379,488	434,909,962

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		41,816,025	379,488	42,195,513
	6 選挙費	165,224	379,488	544,712
歳 出 合 計		434,530,474	379,488	434,909,962